平成２２年（フ）第１６１号
山口県宇部市大字広瀬924番地３、旧住所山口県宇部市大字西岐波1337番地１
債務者　太田　芳規
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１４０号
北海道岩見沢市日の出北１丁目３番５号　中根ハイツ12号室
債務者　及川　朝香
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第５２０号
岩手県岩手郡滝沢村大釜字風林521番地33
債務者　上田　光伺
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５２１号
岩手県岩手郡滝沢村大釜字風林521番地33
債務者　上田　光子
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１４４号
福島県喜多方市塩川町字大在家31番地の８、前住所福島県耶麻郡塩川町字大在家31番地の８
債務者　塚原　　隆
１　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第３８１号
新潟県五泉市船越１番地４
債務者　渡辺　玉枝
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５２０号
名古屋市南区元塩町５丁目１番地の３　元塩東住宅１棟505号
債務者　上薗　勝志
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５３８号
愛知県東海市加木屋町東大堀32番地の283　２棟401号
債務者　山本　照子
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７２８号
愛知県海部郡大治町大字堀之内字深田15番地の１　金龍コーポ大治201号
債務者　山本　一弥
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５０号
愛知県丹羽郡大口町余野４丁目21番地２
債務者　高島　知子
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４０１号
愛知県犬山市松本町３丁目56番地　ロイヤルコートＡ棟101
債務者　角田聖一こと　ＫＡＫＵＤＡ　ＳＥＩＩＴＩ　ＭＡＲＣＩＯ
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４０３号
愛知県一宮市島村字岩畑52番地２　パリ52・101号
債務者　大村　正視
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４２２号
愛知県一宮市開明字南瀬古64番地
債務者　杉本　敏行
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４４号
兵庫県丹波市柏原町南多田704番地18
債務者　柿原冨美子
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第３２８号
香川県さぬき市津田町津田386番地45
債務者　有馬　恵子
１　決定年月日時　平成22年10月１日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３５１号
香川県さぬき市長尾名249番地13
債務者　板倉　雅臣
１　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１２６９号
仙台市青葉区落合１丁目15番21号　第４ジーオンビル301
債務者　佐藤　可愛
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７８号
仙台市宮城野区清水沼３丁目５番３号　瀬上ハイツ101
債務者　佐藤　久夫
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係